

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年2月13日
(平成29年1月受付分)



平成29年1月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計1件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆引っ越しサービスをめぐるトラブルに注意！

事例：

インターネットで引越業者に見積もりを依頼した。すぐに業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールや契約書類を送ると言われるなど、相手のペースで話が進み、よく考えずに了承してしまった。その後、別の業者と契約したため、最初の業者を断ったところ、段ボールの代金と送料を請求された。どうすればよいか。(大学生 女性)



✔ アドバイス

- 引越業者を選ぶ際は、複数の業者から見積もりを取り、作業員数や補償等、価格以外の条件についてもよく検討することが大切です。
- 契約時は、見積書を受け取るとともに必ず約款を確認し、疑問点があれば事業者に聞きましょう。
- 梱包用の段ボールの返送料等をめぐり、トラブルになることがあります。契約先が確定する前には受け取らないようにしましょう。
- 紛失や損傷がある場合は事業者に速やかに連絡する必要があります。引っ越しが完了したらすぐに荷物の状態等を確認しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第72号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
19	孫が印鑑を勝手に持ち出して使った形跡がある。私が契約したことになっていたらと心配である。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)